

下妻市いじめ防止基本方針

(第1次改訂)

令和7年7月

下妻市・下妻市教育委員会

目 次

はじめに

第1章 いじめの定義及びいじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

2 下妻市のいじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

- (1) いじめの防止等のための対策に関する基本理念
- (2) 下妻市いじめ防止基本方針の策定の目的
- (3) いじめの防止等に向けた方針

第2章 いじめの防止等のために下妻市が実施する施策

1 下妻市いじめ問題対策連絡協議会の設置

2 教育委員会の取組

- (1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること。
- (2) いじめの対応に関すること。
- (3) 学校評価及び学校運営改善の実施に関すること。

3 その他の事項

第3章 学校が実施するいじめの防止等のための施策

1 いじめへの対処

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめの防止等のための対策のための組織の設置

2 学校の取組

- (1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること。
- (2) いじめへの対処に関すること。
- (3) いじめの解消に関すること。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢
- (3) 重大事態の判断

2 重大事態の調査

- (1) 発生報告
- (2) 調査の趣旨及び調査主体
- (3) 調査を行うための組織
- (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

3 調査結果の説明及び公表

- (1) 被害児童生徒及びその保護者への調査結果の説明
- (2) 加害児童生徒及びその保護者への調査結果の説明
- (3) 市長への報告
- (4) 調査結果の公表

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査を行う機関の設置
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第5章 家庭の役割

1 保護者の責務

2 いじめの未然防止と早期発見に向けた取組

第6章 地域の役割

1 いじめの未然防止に向けた取組

2 いじめへの早期対応に向けた取組

は じ め に

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

このことから、本市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年文部科学大臣決定）や茨城県いじめ防止基本方針（平成26年茨城県策定）を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、下妻市いじめ防止基本方針を策定した。

その後、約20年が経過したが、その間に社会情勢や本市の状況が変化するとともに、茨城県いじめの根絶を目指す条例（令和元年茨城県条例第40号）が制定され、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年文部科学省通知）が改訂されたことから、このたび、下妻市いじめ防止基本方針の一部を改訂するものである。

今後も本市は、下妻市いじめ防止基本方針にのっとり、学校、家庭、地域住民その他の関係者と協力し、いじめ問題の克服に向けて取り組んでいく。

第1章 いじめの定義及びいじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 下妻市のいじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

ア いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる可能性がある深刻な人権侵害である。

イ いじめの防止等のための対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように行う。

ウ いじめの防止等のための対策は、児童生徒の生命及び心身を最優先で保護するため、学校、家庭、地域住民その他関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

エ いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人一人の違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、いじめ問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指して行う。

(2) 下妻市いじめ防止基本方針の策定の目的

ア 下妻市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、前号の基本理念の下、市民がいじめの防止等のための対策についてそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら社会全体で進める。

イ 法により規定されたいじめの防止等のための対策に関する基本事項を定めるこ

となどにより、児童生徒が健やかに成長できる環境の整備に資する。

(3) いじめの防止等に向けた方針

ア いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止等のための必要な施策を総合的に策定し、実施する。

イ いじめの未然防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援並びにいじめを行った児童生徒に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民その他関係者の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速にいじめに対処するための必要な措置を講じる。

エ 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめの防止等に向けて必要な啓発を行う。

第2章 いじめの防止等のために下妻市が実施する施策

1 下妻市いじめ問題対策連絡協議会の設置

本市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、下妻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、下妻市福祉事務所、下妻警察署その他関係者により構成する下妻市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること。

ア 児童生徒の豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止等に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対して、いじめを防止

することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

カ 教職員に対して、いじめの防止等に関する研修の実施等の資質能力の向上に必要な措置を講じる。

キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体及び事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見及び早期対応のために必要な措置を講じるとともに、関係機関と連携して資料を配布する等の必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめへの対応に関すること。

ア 教育委員会は、法第23条第2項の規定により学校から報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 教育委員会は、学校から報告を受けて、加害児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命じるなどの被害児童生徒その他児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。

ウ 学校の指導のあり方並びに警察への通報及び相談による対応

(ア) いじめが起きたときは、被害児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対して事情及び心情を聴取し、再

発防止に向けて適切かつ継続的に指導し、及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力並びに関係機関及び専門機関との連携の下で取り組むよう指導し、又は助言する。

(イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なもの及び児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導及び支援並びに被害児童生徒の意向への配慮の下、早期に警察に相談し、又は、通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導し、若しくは助言する。

(3) 学校評価及び学校運営改善の実施に関すること。

ア 学校評価における留意点

教育委員会は、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無又はその多寡のみを評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切におこなわれるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等を評価し、その結果を踏まえて、その改善に取り組むよう学校に必要な助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校支援体制の整備を推進することなどにより、学校運営の改善を支援する。

3 その他の事項

本市は、3年ごとを目途に法の施行状況等を勘案して、市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

第3章 学校が実施するいじめの防止等のための施策

1 いじめへの対処

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国、県及び市の基本方針を参酌して、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な考え方、取組の内容等を盛り込んだ学校いじめ基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

また、学校基本方針をホームページ等で公開するとともに、入学時及び各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

さらに、学校基本方針が適切に機能しているかを校内いじめ対策組織を中心に、PDCAサイクルで検証する。

(2) いじめの防止等のための対策のための組織の設置

各学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭その他関係者により構成するいじめの防止等のための組織を設置する。

2 学校の取組

(1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること。

ア 未然防止

学校教育全体を通じた道徳教育、人権教育の充実、体験活動等の推進により、児童生徒の社会性を育む。

また、幅広い社会体験及び生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

さらに、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら合意形成を図る力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育てる。

(ア) 授業及び学級活動の充実

(イ) 児童会活動、生徒会活動、学校行事及び部活動の充実

(ウ) 教育相談及び個別面接の充実

(エ) 児童生徒の主体的な活動の実施

(オ) 発達段階に応じた情報モラル教育の実施

イ 早期発見

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるという共通認識を持ち、全ての教育活動を通じて、児童生徒の観察等を行うことで変化を敏感に察知し、いじめを受けている兆候を見逃さないように努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめでないかと疑われる場合は、早い段階から児童生徒へ個別に声かけや相談等の関わりを持ち、的確に状況の把握を行う。

(ア) いじめに関するアンケート調査の実施

(イ) 保護者との連携

(ウ) 相談窓口の周知

(2) いじめへの対処に関すること。

ア 被害児童生徒の保護

いじめの行為を確認した場合は、事実関係を確認した上で、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

イ 実態の把握

被害児童生徒、加害児童生徒、周辺の児童生徒等から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。

また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

ウ 加害児童生徒への対応

いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方で、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないように支援する。

また、加害児童生徒の保護者に速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害児童生徒及びその保護者への対応に関して必要な助言を行う。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対処

児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合は、被害の拡大を避けるため、必要に応じて関係機関等の協力を求める。

オ いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

学校と警察は、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報提供、相談等を行うことができる連絡体制を構築をする。

(3) いじめの解消に関すること。

ア いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(ア) いじめに係る行為がやんでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるのものも含む。)がやんでいる状態が相当の期間において継続していること。

なお、相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

この場合は、被害児童生徒及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、相当の期間とは、年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合は、目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

教育委員会及び学校は、事実関係を明らかにし、実効性のある再発防止策を実践する。

また、犯罪行為として取り扱うべきいじめ等は、児童生徒の命及び安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談又は通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応する。

(3) 重大事態の判断

学校は、児童生徒及びその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合（「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その訴えに真摯に対応する。

2 重大事態の調査

(1) 発生報告

学校は、重大事態が発生したと判断した場合は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告する。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、再発防止を目的として行うものであり、教育委員会は、調査の主体について判断する。

(3) 調査を行うための組織

従前の経緯、事案の特性、被害児童生徒及びその保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な成果を得られないと学校又は教育委員会が判断する場合、学校の教育活動に支障が

生じるおそれがあるような場合等においては、教育委員会は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに専門的な第三者（弁護士、精神科医、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめの関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものをいう。）をもって構成する下妻市いじめ問題調査委員会を設置する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 調査実施前の事前説明

被害児童生徒及びその保護者並びに関係児童生徒及びその保護者に調査の目的、調査方法、見通し等について、事前説明を行う。

イ 重大事態調査の進め方

(ア) 学校の組織体制等の基本情報の把握及び対応記録等の確認

(イ) 被害児童生徒及びその保護者からの聴き取り

(ウ) 聴き取りやアンケート調査等の実施

a 教職員からの聴き取り

b 加害児童生徒からの聴き取り、アンケート調査等の実施

c 関係機関への聴き取り

(エ) 事実関係の整理

(オ) 整理した事実関係を踏まえた評価及び再発防止策の検討

(カ) 報告書の作成及び取りまとめ

3 調査結果の説明及び公表

(1) 被害児童生徒及びその保護者への調査結果の説明

学校又は教育委員会は、被害児童生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係、学校及び教育委員会の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策等について、個人情報保護法並びに児童生徒のプライバシーや人権に配慮した上で、説明する。

(2) 加害児童生徒及びその保護者への調査結果の説明

学校又は教育委員会は、加害児童生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護法並びに児童生徒のプライバシー及び人権に配慮した上で、説明する。

(3) 市長への報告

教育委員会は、調査結果を市長に報告する。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、当該事案の内容、重大性、被害児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を適切に判断し、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について再度の調査（以下「再調査」という。）を行う。

なお、再調査の主体は、被害児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

市長は、専門的な第三者（弁護士、精神科医、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものをいう。）をもって構成する再調査を行う機関を設置する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、人

的体制の強化、外部専門家の配置等の支援を行う。

また、市長は、調査結果を議会に報告する。

第5章 家庭の役割

1 保護者の責務

- (1) 子どもの教育について第一義的責任を有するものであることを自覚し、いじめの防止等について自ら学ぶとともに、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、並びに規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努める。
- (2) 子どもがいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒をいじめから保護する。
- (3) 子どもがいじめを行った場合は、これを直ちにやめさせるとともに、当該児童生徒に対し、いじめを繰り返さないために必要な教育を行うよう努める。
- (4) 子どもの変化に気付き、適切かつ迅速に対応するよう努める。
- (5) 学校と連携していじめの防止等に取り組むとともに、国、県、市及び学校が講じるいじめの防止等のための対策に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止及び早期発見に向けた取組

- (1) 子どもの話に耳を傾け、「認める」「褒める」「叱る」ことを通して、子どもが決まりを守るなどの規範意識を身に付けられるように努める。
- (2) 子どもの小さな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話に耳を傾け、いじめの未然防止及び早期発見に努める。その際は、事実関係を冷静に判断し、必要があるときは、学校又は専門機関に相談する。
- (3) 子どものスマートフォン、携帯電話等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめを受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかの確認を行う。
- (4) 子どもがいじめを受けたときは、子どもの身体の安全を確保するとともに、学校と協力して、適切に当該児童生徒をいじめから保護する。

また、子どもがいじめを行ったときには、その行為をやめさせるとともに、いじめを繰り返さないために、必要な教育を行う。

- (5) 子どもを通していじめの情報を把握したときは、子どものいじめとの関わりを確認するとともに、学校へ連絡し、又は相談する。

第6章 地域の役割

1 いじめの未然防止に向けた取組

- (1) 地域と学校が互いの情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、連携を図るように努める。
- (2) 地域の行事及び地域における社会体験活動を通して、児童生徒同士又は児童生徒と地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。

2 いじめへの早期対応に向けた取組

- (1) 地域住民は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときは、当該児童生徒に声かけなどを行い、様子を見るとともに、教育委員会又は学校へ連絡することに努める。
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年相談員、家庭児童相談員等は、地域においていじめの発見に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときは、教育委員会又は学校と協力して対応する。